

第26回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 令和3年3月23日(火)
2. 招集日時 午後1時30分
3. 招集場所 農村環境改善センター1階大会議室
4. 出席委員 農業委員：
会長(10番) 山田 一夫
会長職務代理者(9番) 笹山結実男
1番 安田正一郎、 2番 畑林 悦男、 3番 細谷地 司
4番 内澤 初蔵、 5番 下谷地敦雄、 6番 福田 光雄
7番 苅谷 雅行、 8番 西舘 徳松

農地利用最適化推進委員：
1番 坂本 武道、 2番 木村 正司、 3番 大久保 広
5番 寺澤 正幸、 6番 古里 典子、 7番 工藤 郁子
8番 増尾 勝男、 9番 本田 健耕、 10番 間賀 敬一
5. 欠席委員 農業委員：
なし
農地利用最適化推進委員：
4番 太田 正
6. 事務局職員 事務局長 小林 浩、 局長補佐 長瀬 設男
主任主査 鶴飼 義信、 主事 小林 誠
会計年度任用職員 新井田 舞

議 長 (山田会長)

ただいまより、第26回軽米町農業委員会総会を開会いたします。

(午後1時30分 開会)

議 長 本日の出席農業委員は、9名で、在任委員の過半数に達しておりますので会議は成立いたしました。

なお、苅谷委員より少し遅れる旨の連絡がございました。

また、農地利用最適化推進委員は、9名の出席となっております。

なお、太田委員より欠席の報告がございました。

議長 それでは日程に入ります。
日程第1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ご異議がないので、6番、福田光雄委員、8番、西舘徳松委員のお二方をお願いいたします。

議長 日程第2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

[苅谷委員 出席]

議長 それでは議事に入ります。日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 議案書の第1号、1ページと2ページになります。番号1、場所は大字〇〇第〇地割の畑1筆になります。面積は、492㎡。こちらは、有償での所有権移転となります。譲渡人が〇〇〇〇、譲受人が〇〇〇〇。対価金は10万円。10a当りは記載のとおりとなっております。現地確認は、太田委員と下谷地委員をお願いしてございます。

続いて番号2、場所は大字〇〇第〇地割の畑1筆になります。面積は、997㎡。こちらは、売買による所有権移転となります。譲渡人が〇〇〇〇、譲受人が〇〇〇〇。対価金は10万円となります。現地確認は、古里委員と内澤委員をお願いしてございます。

続きまして番号3、場所は大字〇〇第〇地割、田んぼになります。面積は、1,424㎡。こちらにも、売買による所有権移転となります。譲渡人が〇〇〇〇、〇〇の住所となります。譲受人が〇〇〇〇。対価金は30万円となっております。現地確認は、古里委員と内澤委員をお願いしてございます。

2ページをご覧頂きたいと思います。番号4、場所は大字〇〇第〇地割の田んぼになります。面積は、876㎡。譲渡人が〇〇〇〇、譲受人が〇〇〇〇。こちらにも、売買による所有権移転で、対価金は25万円となっております。現地確認は、古里委員と内澤委員をお願いしてございます。

続きまして番号5、場所は大字〇〇第〇地割の田んぼになります。面積は、1,042㎡。売買による所有権移転となります。譲渡人が〇〇〇〇、譲受人

が〇〇〇〇。対価金は20万円となっております。現地確認は、古里委員と内澤委員にお願いしてございます。

続きまして番号6、場所は大字〇〇第〇地割の登記簿上は田んぼ、現況は畑になります。田んぼ2筆合計で5,632㎡。贈与による所有権移転となります。譲渡人が〇〇〇〇、譲受人が〇〇〇〇。親子間による贈与となります。現地確認は、増尾委員と細谷地委員にお願いしてございます。

以上6件について、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号1については、太田委員と下谷地委員に、番号2から番号5については、古里委員と内澤委員に、番号6については、増尾委員と細谷地委員に、依頼しておりますので、それぞれ報告をお願いいたします。

下谷地委員 報告します。番号1、3月17日、太田委員と現地確認に行つてまいりました。位置は、〇〇地区の旧診療所から10mの所にあり、周囲は、東西南北住宅となっております。西側の住宅が受人の自宅であります。保有している機械や家族状況、農業経験から見て農地を有効的に利用できると思込まれます。周囲農地への影響は無く、問題ないと判断し許可相当であると考えます。よろしくお願ひいたします。

古里委員 番号2を報告します。3月15日、事務局と内澤委員と3名で現地確認を行いました。場所は、〇〇地区の通称〇〇地区にあたり、譲受人の畑に隣接している所であります。東西南北とも畑になっております。現況は数年耕作していない状態にありますが、譲受人は整地をして畑として活用するとの事です。譲受人は、農地の全てを有効的に利用できると思込まれます。周囲農地への影響は無く、よつて許可相当であると考えます。よろしくお願ひいたします。

番号3、位置は、〇〇地区の〇〇地区にあります。渡人は〇〇に住んで長年になり、元の家も整理しました。今まで〇〇〇〇さんが借りて耕作していましたが、高齢になり、譲受人にお願いしたとの事です。譲受人は、農地の全てを有効的に利用できると思込まれます。また、周辺は南側は山林であるが、他は田んぼに囲まれている為、支障はないものと思われまふ。よつて許可相当と見てまいりました。

番号4、位置は〇〇地区、通称〇〇地区に位置しています。東側は田んぼ、北側、南側は山林、西側は田んぼになっていました。数年耕作していない田んぼで、現況は田んぼの状態ではありませんでした。受人の田んぼが隣接している為、渡人に懇願されたとの事です。譲受人は、土地を整理して田んぼの状態に復元するとの事です。周辺も農地も水路等の場所が変わつたり、移動したりしていますが、周辺農地に支障はないものと思われまふ。以上、許可相当であると思つてまいりましたのでよろしくお願ひいたします。

番号5、位置は〇〇地区の〇〇地区にあり、東側と南側は田んぼ、西側は山

林。受人との組田であり、今までも受人が耕作しておりました。渡人からお願いされたとの事です。譲受人は、農地の全てを有効的に利用できると思込まれます。周辺農地に支障はないものと思われます。よって、許可相当であると見てまいりましたのでよろしくお願ひいたします。以上です。

増尾委員 番号6を報告します。3月15日に細谷地委員と私の2名で現地確認を行っております。確認者の意見でございますが、親子での所有権移転でございますが、渡人74歳はまだまだ働ける状態でありますけれども、受人の35歳に農業経営の自立と主体性を期待しての今回贈与というふうな事でございます。受人の家族構成は、本人、妻、父の3人で、3人とも農業専従でございます。経営内容は、和牛繁殖専業で、親牛が現在22頭となっております。今回贈与を受けた田んぼは、採草地として使用し自給飼料確保につなげたいとの事です。農業機械は、トラクターをはじめ関係作業機を一式所有している。以上のことから申請地が今後さらに効率的に利用され、周辺農地に支障はないものと思われます。従って、許可相当であると考えます。以上、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号2について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号3について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号4について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号5について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号6について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定することにいたします。

議 長 日程第4、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について上程いたします。

番号1から番号3について、朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 議案書の3ページになります。現況の写真をお配りしますので、併せてご覧いただきたいと思えます。申請は、3件となっております。いずれも〇〇〇〇の事業ということとなります。1番から読み上げさせていただきます。番号1、場所は大字〇〇第〇地割の登記簿上は畑、現況は露天資材置場ということになってございます。面積は、1,700㎡。借受人が〇〇〇〇、転用の目的は露天資材置場。転用の理由は令和元年5月16日付で農地転用許可を受けてございます。その後、事業計画変更によって用途を資材置場用地に変更を行って、令和2年6月1日付で県より承認を頂いているところでございます。今回の計画変更の内容ですけれども、事業計画期間の変更ということで、当初の令和元年5月に申請して許可を受け、令和元年11月完了という予定でしたけれども、今回令和3年4月の完了ということで提出があったものになります。事業計画期間での完了が見込めないということで変更を申請するという内容となっております。

続きまして番号2、場所は大字〇〇第〇地割内の畑、田んぼ3筆分になります。合計面積で3,106㎡。こちらも〇〇〇〇となります。転用目的がその他ということになってございますが今のところ、造成等に着手はされていないという状況になってございます。施設等の用途につきましては、会社の事務所、資材置場、屋外作業場、駐車場等ということでの事業計画となっております。転用の申請については、令和2年9月15日付で岩手県の許可を受けているものになります。こちらも事業計画期間の変更ということで当初令和3年4月の完了でしたが、令和4年10月の完了ということで事業期間の変更を行う内容となっております。

続きまして番号3、場所は大字〇〇第〇地割内の登記簿上は田んぼ。合計面積3筆で1,296.39㎡。こちらも〇〇〇〇となります。番号2と一体的に事務所等の建設に使用するというので令和2年9月15日付で許可を受けているものになります。変更の内容も番号2と同一のものになります。以上が議案書の説明となります。

併せて、今回事業計画変更申請に至った経過をご説明させていただきます。今回のこの計画は、永久転用ということですが、例えば一時転用ですと3年以内というようなのですが、特に事業期間については定めは無いですけれども県から進捗状況調査というのがありまして、毎年転用許可を受けたところの完了

状況の確認をするというのがございます。その中で、事業進捗が遅れているものとか、事業期間が大幅に延びるような場合には事業計画変更申請を出したうえで、事業を進めてもらうようにと指導がございましたので、今回の計画変更の提出を頂いているということでございます。写真でご覧いただくとおり、まだ現場の状況は、当初のままということになってございます。今後は、4月の雪解け後に着工したいという意向でしたので、今後の状況をみながら令和4年10月の完了まで進捗を見て行くということになるかと思えます。以上の3件についての事業計画変更申請がございましたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議長 番号2について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議長 番号3について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ご異議がないので、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業変更計画申請に対する意見については、原案のとおり県知事へ進達することに決定いたします。

議長 日程第5、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、上程いたします。

なお、番号13については、除斥がありますので、分けて審議したいと思います。番号1から番号12までについて、朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 議案書の5ページから9ページまでになります。番号1から順に読み上げます。番号1、農地の所在は大字〇〇第〇地割、畑2筆になります。面積は合計で1,288㎡。所有者の法定相続人でございます〇〇〇〇から〇〇〇〇への利用権設定になります。こちらは更新ということで再度設定ということになります。使用貸借による5年間の利用権設定となっております。

続きまして番号2、大字〇〇第〇地割の田んぼ5筆になります。合計面積で10,818㎡。所有者は〇〇〇〇、設定を受ける者は〇〇〇〇。こちらも利用権の再設定となります。5年間の使用貸借ということになってございま

す。

6 ページをご覧いただきたいと思います。番号 3、大字〇〇第〇地割の田んぼ、3 筆で合計面積が 8, 6 9 8 m²。所有者は〇〇〇〇、設定を受ける者は〇〇〇〇。こちらも更新による再設定となります。5 年間の使用貸借となります。

続きまして番号 4、大字〇〇第〇地割の田んぼ 2 筆となります。合計面積で 5, 7 0 6 m²。所有者は〇〇〇〇、設定を受ける者は〇〇〇〇。こちらも利用権の再設定となります。5 年間の租による貸借ということになってございます。

続きまして番号 5、大字〇〇第〇地割の田んぼ、1, 2 7 6 m²となります。所有者は〇〇〇〇、設定を受ける者は〇〇〇〇。利用権の再設定となります。5 年間の使用貸借ということになってございます。

続きまして番号 6、大字〇〇第〇地割の田んぼ、1, 5 5 1 m²となります。所有者は〇〇〇〇、設定を受ける者は〇〇〇〇。こちらは新規による利用権の設定となります。5 年間の使用貸借ということになってございます。新規ですので、現地確認をお願いしてございます。古里委員と内澤委員をお願いしてございます。

続きまして番号 7、大字〇〇第〇地割の田んぼ 2 筆、合計で 1, 6 0 7 m²となります。所有者は〇〇〇〇、設定を受ける者は〇〇〇〇。こちらも 5 年間の使用貸借ということになってございます。現地確認は、古里委員と内澤委員をお願いしてございます。

続きまして番号 8、大字〇〇第〇地割の田んぼ、3 3 7 m²となります。所有者は〇〇〇〇、設定を受ける者は〇〇〇〇。こちらも 5 年間の使用貸借ということになってございます。再設定となります。

続きまして番号 9、農地の所在は大字〇〇第〇地割、田んぼ 2 筆となります。面積は合計で 2, 6 3 1 m²。所有者の法定相続人でございます〇〇〇〇から〇〇〇〇への利用権設定になります。使用貸借による 5 年間の利用権設定ということでこちらも更新となってとってございます。

続きまして番号 1 0、大字〇〇第〇地割の田んぼ、8 3 1 m²となります。所有者は〇〇〇〇、〇〇のご住所となっております。設定を受ける者は〇〇〇〇。こちらは新規による利用権の設定となります。5 年間の使用貸借ということになってございます。現地確認は、古里委員と内澤委員をお願いしてございます。

続きまして番号 1 1、大字〇〇第〇地割の畑、3, 0 8 9 m²となります。所有者は〇〇〇〇、設定を受ける者は〇〇〇〇。こちらも 5 年間の使用貸借ということになってございます。再設定となります。

9 ページをご覧いただきたいと思います。番号 1 2、大字〇〇第〇地割の畑、1, 5 3 0 m²となります。所有者は〇〇〇〇、設定を受ける者は〇〇〇〇。こちらも 5 年間の使用貸借ということになってございます。再設定となります。

以上 1 2 件につきまして、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、新規の案件についてのみ、依頼しております。番号6と番号7、番号10については、古里委員と内澤委員に依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

古里委員 番号6について報告します。場所は〇〇地区にあります。所有者は高齢になり耕作出来ないということで受人にお願いしたとの事です。

番号7、こちらも〇〇地区にありまして米価も下がってきて、全部水稻生産組合頼みになってしまっていることもあり今後は、耕作できないので受人にお願いしたとの事です。

番号10、所有者は〇〇に住んでいまして、今までも受人さんが借りて2年程耕作をしていましたが、今度は農業委員会を通してお願いしたいとの事でした。

いずれも、設定を受ける者が一生懸命やっておりますので全てを効率的に耕作できるものと思います。よろしくをお願いいたします。

議 長 番号1から番号12までの、12件について、一括でご意見を伺いたいと思います。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第3号の番号1から番号12までについては、原案のとおり決定することとし、計画策定について町長へ要請いたします。

議 長 続きまして、番号13については除斥があります。農業委員会法第31条の規定「議事参与の制限」により、〇〇委員は一時退席願います。

[〇〇委員 退席]

議 長 朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案書の9ページになります。番号13、場所は、大字〇〇第〇地割の田んぼ、515㎡になります。所有者は〇〇〇〇、設定を受ける者は〇〇〇〇になります。こちらも5年間の使用貸借ということになってございます。再設定になります。

以上、1件よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。番号13について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので議案第3号の番号13については、原案のとおり決定することとし、計画策定について町長へ要請いたします。

議 長 〇〇委員の復席をお願いいたします。

[〇〇委員 復席]

議 長 日程第6、議案第4号、適用外証明交付申請の承認について、上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案書の10ページ、11ページが地図と位置図になりますので、併せてご覧いただきたいと思います。10ページを読み上げさせていただきたいと思います。番号1、場所は大字〇〇第〇地割の畑、6, 224㎡。もう一筆が、同じく〇〇第〇地割の畑2, 671㎡となります。どちらも現況は、山林原野の状態となっているという事での申請がございました。所有者は、〇〇〇〇。非農地の事由ですが昭和60年頃までは耕作していたが、労働力不足と周囲を山林に囲まれ立地状況も悪く、耕作しなくなった。周囲のカラ松や雑木等が自然に生い茂ってしまった。現地調査については、寺澤委員と荻谷委員をお願いしてございます。2カ所は離れた位置となっておりますので位置図を11ページでご確認をお願いしたいと思います。

以上、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査については、寺澤委員と荻谷委員に依頼しておりますのでご報告願います。

寺澤委員 13日に荻谷委員と現地確認をしてまいりましたのでご報告申し上げます。1つ目は、〇〇から〇〇に行く途中にあり、〇〇〇〇の北東に隣接したところです。

2つ目は、農免農道から〇〇に行く道路で〇〇〇〇を過ぎて左側に入った山の中にあります。いずれも四方を山林に囲まれていて、農地以外になってから長い年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難であると認められるため。又、周囲農地への影響はなく、許可相当であると見てまいりましたのでよろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。番号1について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第4号、適用外証明交付申請の承認については、原

案のとおり決定することにいたします。

議 長 以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

(午後 2 時 1 9 分)